

役員選任規程

一般社団法人 日本統計学会

(目的)

第1条 一般社団法人日本統計学会の役員を選任については、定款第21条の項目の他、この規程の定めによる。

(被選理事長選挙)

- 第2条 被選理事長は、被選代議員会において互選により決定する。
- 2 被選代議員会は、会長により招集される。
 - 3 選挙管理委員は、理事の中から会長が選任する。
 - 4 被選理事長の選挙権者は、同被選代議員会に出席した被選代議員とする。
 - 5 被選理事長の被選挙権者は、全被選代議員とする。ただし会長候補者及び2期連続の理事長に選任された者を除く。
 - 6 投票は、単記無記名により行う。
 - 7 過半数の得票者が出た場合に当選とする。
 - 8 投票を2回繰り返した時点で過半数の得票者が出ない場合は、3回目の投票以降、前回の投票で得票の多い順に累積得票数が半数を超える最小の数の者を候補者とし、この候補者に限定した再投票を行う。第1位の得票者が過半数を得るまでこの手続きによる再投票を繰り返すものとする。
 - 9 投票の過程で同点者が複数生じて、同じ状況が2回繰り返した場合は、同点者の中から、それよりも上位にある候補者の票と選ばれた同点者の票を加えた者が投票総数の過半数以上になるような人数を、くじ引きで選び、次の投票に進む。

(新理事の選任)

- 第3条 被選理事長は、新理事候補者一覧を社員総会までに作成する。
- 2 新理事の3分の2以上は正会員または名誉会員とする。
 - 3 新理事は、社員総会の決議によって選任される。
 - 4 新理事は、選任後初回の理事会において、被選理事長を新理事長として選定する。

(新監事の選任)

- 第4条 新監事は、会長が正会員または名誉会員の中から指名する。
- 2 新監事は、社員総会の決議によって選任される。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改定版は平成25年6月16日より施行する。
3. 本改定版は平成29年6月10日より施行する。